

**地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定・実施マニュアル
（地域脱炭素化促進事業編）**

**令和4年4月
環境省
大臣官房 環境計画課**

本マニュアルの位置づけ	v
本マニュアルの構成	vi
用語集	vii
1. 制度趣旨・概要	1
1-1. 制度の背景・趣旨	2
1-1-1. 制度の背景	2
1-1-2. 制度趣旨	2
1-1-3. 制度の活用によるメリット	3
1-2. 制度概要	7
1-2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定	7
1-2-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定	13
1-2-3. 地域脱炭素化促進事業に関する制度のフローと各主体の役割	13
2. 都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）	22
2-1. 都道府県基準の概要	23
2-2. 都道府県基準の解説	23
2-2-1. 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）	24
2-2-2. 都道府県基準に係る環境省令	24
2-3. 地方公共団体実行計画協議会について	40
2-4. その他都道府県基準に関する留意点	40
3. 市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等） 41	41
3-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の全体像	42
3-2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方	43
3-2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順	45
3-2-2. 関係者・関係機関の洗い出しと合意形成	49
3-3. 地域脱炭素化促進事業の目標	54
3-4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域	54
3-4-1. 地域脱炭素化促進事業の促進区域	54
3-4-2. 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）	56
3-4-3. 都道府県基準	63
3-4-4. その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全、社会的配慮）	63
3-4-5. 具体的な設定方法の例	69
3-5. 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	75
3-6. 地域の脱炭素化のための取組	75
3-7. 地域の環境の保全のための取組	76
3-8. 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	78

3-8-1.	基本的な考え方	78
3-8-2.	農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	79
3-8-3.	参考事例	80
3-9.	その他地方公共団体実行計画に関する留意点	82
3-9-1.	地方公共団体実行計画の共同策定について	82
3-9-2.	既存の地方公共団体実行計画との関係について	83
3-9-3.	都道府県と市町村との調整について	84
3-9-4.	都道府県基準がない場合の促進区域の設定について	84
3-9-5.	市町村に地方公共団体実行計画がない場合の促進区域の設定について	84
3-9-6.	既存の事業との関係	85
3-9-7.	促進区域の設定時に個別の事業が想定される場合について	85
3-9-8.	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の見直しについて	86
3-9-9.	その他	86
4.	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会	87
4-1.	地方公共団体実行計画協議会の概要	88
4-2.	協議会の構成員	89
4-3.	協議会の運用方法	90
4-3-1.	運営主体	90
4-3-2.	協議会運営の方針	91
5.	認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応	95
5-1.	特例の概要	96
5-1-1.	認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例	96
5-1-2.	農山漁村再工ネ法に関する特例	97
5-2.	市町村の体制等	97
5-3.	都道府県の体制等	98
6.	地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る地方公共団体実行計画協議会	99
6-1.	協議会の構成員	100
6-2.	協議会の運用方法	101
6-2-1.	運営主体	101
6-2-2.	協議会運営の方針	101
7.	地域脱炭素化促進事業計画の認定	102
7-1.	地方公共団体実行計画協議会における合意形成	103
7-2.	地域脱炭素化促進事業計画の内容	103
7-3.	地域脱炭素化促進事業計画の認定基準	107
7-4.	関係行政機関との協議手続	110
7-5.	認定後の通知・公表手続	111
7-6.	地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例	112
7-7.	その他の留意事項	112

8. 地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し	114
8-1. 地域脱炭素化促進事業の変更・認定手続フローについて	115
8-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し	118
8-2-1. 認定取消しの要件	118
8-2-2. 認定取消し時の措置	119
8-3. 市町村による報告の徴収	119
8-4. 市町村による指導及び助言.....	120
9. 認定事業に対する特例	121
9-1. 温泉法に関する特例	122
9-1-1. 温泉法に関する特例の根拠.....	122
9-1-2. モニタリングの重要性	122
9-1-3. 関連法令	123
9-2. 森林法に関する特例	125
9-2-1. 森林法に関する特例の根拠.....	125
9-2-2. 促進区域における民有林・保安林の取り扱い.....	126
9-2-3. 関連法令	127
9-3. 農地法に関する特例	131
9-3-1. 農地法に関する特例の根拠.....	131
9-3-2. 促進区域における農用地の取り扱い	131
9-3-3. 第1種農地の不許可の例外について	134
9-3-4. 関連法令	134
9-4. 自然公園法に関する特例	141
9-4-1. 自然公園法に関する特例の根拠.....	141
9-4-2. 自然環境保全区域に関する促進区域との関係性.....	142
9-4-3. 事前審査の運用	142
9-4-4. 地熱発電の優良事例との関係性.....	143
9-4-5. 関連法令	145
9-5. 河川法に関する特例について.....	148
9-5-1. 河川法に関する特例の根拠.....	148
9-5-2. 河川法の特例に係る手続について	148
9-5-3. 関連法令	153
9-6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例について	157
9-6-1. 廃掃法に関する特例の根拠.....	157
9-6-2. 廃掃法の特例に係る手続について	158
9-6-3. 関連法令	159
9-7. 環境影響評価法の特例について	165
9-7-1. 環境影響評価手法の特例について	165
9-7-2. 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係について ...	166
9-7-3. 環境影響評価法特例に係る留意点について	167
9-7-4. 関連法令	167

10.	農山漁村再工ネ法の特例	169
10-1.	農山漁村再工ネ法の特例の内容の概要	170
10-2.	地球温暖化対策推進法と農山漁村再工ネ法の関係	170
10-3.	農山漁村再工ネ法の特例措置	173
11.	付録（様式集）	180

本マニュアルの位置づけ

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（以下「本マニュアル」といいます。）は、都道府県及び市町村が、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号。以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）により新たに位置づけられた、地域脱炭素化促進事業に関する取組を実施する際に参照されることを目的としています。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項及び第3項に基づき、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）に即して、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務付けられています。また、同条第4項において、その他の市町村についても、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められています。

さらに、同条第5項において、市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

このうち、本マニュアルでは、地域脱炭素化促進事業に関する制度の趣旨、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方、地域脱炭素化促進事業計画の認定等について解説しています。

なお、地域脱炭素化促進事業の制度を適用しない再エネ事業についても、地域の円滑な合意形成は重要であることから、本マニュアルの内容を適宜参考にすることが考えられます。

注：今後、新たな規制の導入、環境保全に係る政府方針や社会的配慮に係る事項の状況変化(※)に応じて、促進区域設定に係る環境省令や都道府県基準に係る環境省令の改正、本マニュアルの改定がされることがあります。

(※例：OECM（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）・盛土規制・所有者不明土地等の扱い)

本マニュアルの構成

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、大きく地方公共団体実行計画の策定と、地域脱炭素化促進事業計画の認定に分かれており、本マニュアルは概ね作業の順番に沿って記載しています。なお、地方公共団体実行計画（区域施策編）全体の策定については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」をご参照ください。

第1章では本制度の趣旨、地方公共団体・地域・事業者にとってのメリット、本制度の概要、各主体の役割等について解説しています。

第2章では、都道府県が策定する地方公共団体実行計画における環境配慮基準の定め方等について解説しています。

第3章では、市町村が策定する地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、策定する内容や、定め方等について解説しています。

第4章では、都道府県や市町村が地方公共団体実行計画を策定する際に活用する、地方公共団体実行計画協議会の運営や構成等について解説しています。

第5章では、市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定を行う場合に適用される特例の概要と、特例に関して都道府県や市町村が準備すべき体制等について解説しています。

第6章では、事業者が地域脱炭素化促進事業計画について協議を行う地方公共団体実行計画協議会の運営や構成等について解説しています。協議会の名称は第4章と同じですが、役割や開催するタイミングが異なるため、別の章としています。

第7章では、市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定の基準や協議の手続等について解説しています。

第8章では、市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定の変更や取消し等について解説しています。

第9章、第10章では、第5章で概要を記載した特例の詳細について解説しています。

都道府県が都道府県基準を定める際には、主に第2章と第4章を、市町村が地方公共団体実行計画で地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定する際には、主に第3章と第4章、第5章を、市町村が地域脱炭素化促進事業の認定等を行う際には、主に第6章、第7章、第8章を確認してください。

表1 本マニュアルでの略称・表記

正式な又は正確を期すための名称	略称・表記
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） ※地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律も含む。	地球温暖化対策 推進法
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）	地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令
地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号） ※地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年環境省令第14号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則も含む。	地球温暖化対策 推進法施行規則
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）	高度化法施行令
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	種の保存法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	廃掃法
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）	農山漁村再工不法
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）	酪農振興法
地方公共団体実行計画（区域施策編） ※地方公共団体実行計画には、事務事業編・区域施策編がありますが、本マニュアルは区域施策編に定める「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」等について特に解説するものであるため、右のとおり表記します。	地方公共団体実行計画
地方公共団体実行計画協議会 ※個別の地方公共団体における事例や他の制度等に関する記載を行っている部分で、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体	協議会

正式な又は正確を期すための名称	略称・表記
実行計画協議会以外の協議会を、「協議会」と表現している箇所もあります。	

表 2 本マニュアルでの用語の定義・解説

用語	定義・解説
ワンストップ化の特例	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項各号に掲げる許可等の手続きを求めるとする行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。認定された事業計画に従って事業者が行うこれらの行為については、当該許可等があったものとみなされ、許可権者に許可を得る等の行為が不要になります。このことを本マニュアルではワンストップ化の特例と表記します。
許可権者等	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項各号に掲げる許可等の手続きを求めるとする行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。これらの行為に関する許可等の手続きを行う者について、本マニュアルでは許可権者等と表記します。
(再生可能エネルギーの) ポテンシャル	再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量を示します。
環境アセスメントデータベース (EADAS)	環境省が整備している、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で閲覧できる地理情報システム (GIS) で提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、EADAS と記載します。
再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)	環境省が整備している、わが国の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報等を提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、REPOS と記載します。

表 3 本マニュアルでの略語

用語	略語
二酸化炭素	CO ₂
再生可能エネルギー	再エネ

1. 制度趣旨・概要

本章では、地域脱炭素化促進事業の制度の趣旨、地方公共団体・地域・事業者にとってのメリット、本制度の概要、各主体の役割等について解説します。

1-1. 制度の背景・趣旨

1-1-1. 制度の背景

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が示されました。また、2021年6月には、国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ」がとりまとめられました。

2030年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再エネの最大限の導入が求められています。地域資源である再エネは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなります。一方で、再エネの導入に関しては、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景の下、改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

1-1-2. 制度趣旨

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。

この制度は、大きく以下の2段階の構成となっています（図 1-1）。

- (1) 市町村による地方公共団体実行計画の策定
- (2) 市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定

(1) では、地方公共団体実行計画を策定する際、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について策定します。この際ステークホルダー（関係者・関係機関）が参加する議論の場（協議会等）を設けるなどして、課題のあぶりだしや解決方法を検討し、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）や、市町村として事業に求める「地域の環境の保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を決定します。

1.制度趣旨・概要

(2) では、当該計画を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者より提出された地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）について、認定基準に適合している場合、市町村は地域脱炭素化促進事業としての認定を行います。

市町村による認定を受けた地域脱炭素化促進事業は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、以降の当該手続が不要となるといった特例等を受けることができます。



図 1-1 地域脱炭素化促進事業に関する制度

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するものです。また、再エネは地域資源であり、その活用は地域を豊かにし得るものとの認識の下、都道府県・市町村が地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ目標を設定した上で、その実現に向け、国や都道府県が策定する環境保全に係るルールに則って、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。

1-1-3. 制度の活用によるメリット

(1) 地方公共団体と地域におけるメリット

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。地方公

1.制度趣旨・概要

共同体と地域にとって、地域主導で、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業を誘致することができるという点が、この制度の大きなメリットとなります。

促進区域は、協議会等を活用しステークホルダー（関係者・関係機関）で議論を行いながら設定することとなり、促進区域の設定を通じ、再エネ事業に関する円滑な地域の合意形成が促されます。

また、促進区域の設定に当たっては、当該促進区域において促進される地域脱炭素化促進事業計画の認定要件として地域の環境の保全のための取組を定めることができるため、当該取組において、地域脱炭素化促進施設の事業位置・規模や発電設備の配置・構造、環境保全措置等の要件を定めることができ、個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能となります。

都道府県基準は、個別の事業計画の立案に先立ち、望ましい立地の考え方について明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）であり、適切に立地誘導を行い、累積的影響など個別の事業で対応することが容易ではない課題にも、一定の配慮が可能となることが期待されます。

また、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされることで、事業者にとっては再エネ事業の予見可能性が高まるとともに、促進地域で実施される地域脱炭素化促進事業に係る各種法令手続のワンストップ化の特例等や国の支援施策での優遇等により事業者の負担が減り、事業者の参入が促進されることが期待されます。加えて、促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピールができることなどが考えられます。

事業者が地域脱炭素化促進事業として促進区域内で再エネ事業を実施するにあたっては、市町村が協議会等においてステークホルダーと議論を行った上で定めた事業に求める取組（地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）、を併せて実施することが必要です。この際、それぞれの地域によって地域の課題は異なることから、都道府県・市町村や地域のニーズを踏まえた取組が促されることとなります。また、それぞれの地域ごとに地域の自然的社会的条件や再エネ事業への受容性等が異なることから、地域ごとの実情に応じて、地域が求める適正な環境の保全のための取組を講じることとなります。

このように、地域脱炭素化促進事業を促進することで、地域の環境を保全した上で、地域の脱炭素化と地域の環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現し、地域の目指す将来像の実現に貢献していくことが期待されます。

1. 制度趣旨・概要

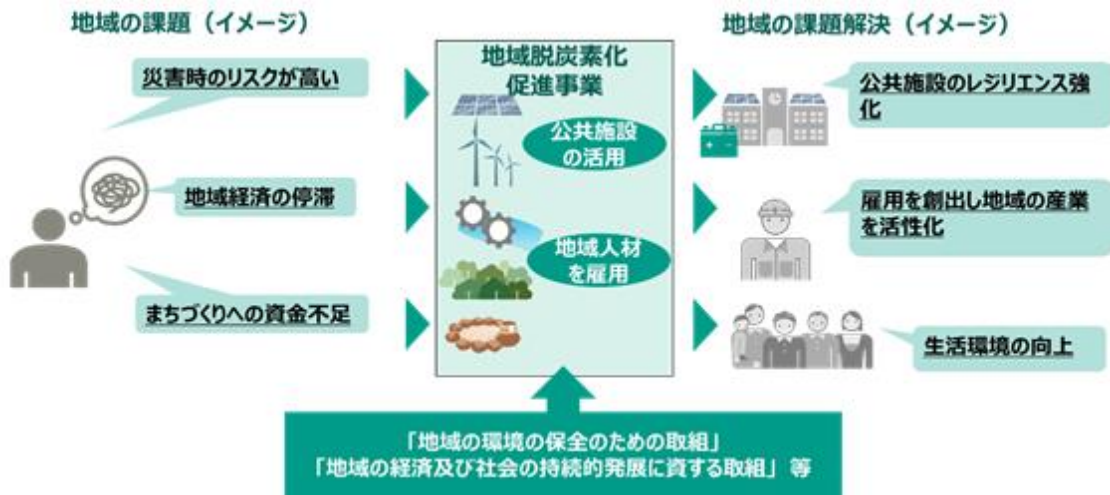


図 1-2 地域脱炭素化促進事業のイメージ

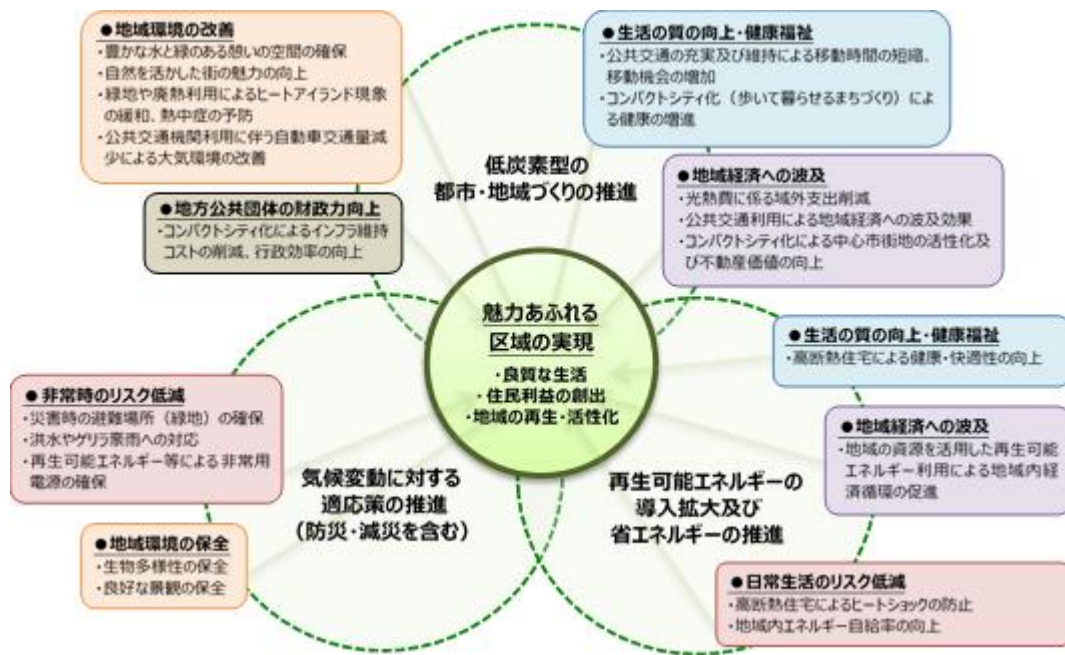


図 1-3 地球温暖化対策に伴うコベネフィット (温室効果ガスの排出抑制と地域の経済・社会的発展の同時達成) の例

(2) 事業者におけるメリット

事業者にとって、あらかじめ、市町村において協議会等を通じ地域の合意形成を図りつつ、促進区域等が設定されていることにより、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まることがメリットとしてあげられます。

1.制度趣旨・概要

事業者は地域脱炭素化促進事業計画を市町村に申請する前に、協議会が組織されているときは当該協議会での協議を行うことにより、その後の市町村への計画の申請の際、関係機関での事務処理期間の短縮が見込まれます。

また、事業者が地域脱炭素化促進事業計画を市町村に申請した際、定められた要件に該当する場合は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、認定が行われた場合、以降の当該許可等手続が不要となるといった特例等を受けることができます。

具体的な特例措置の内容としては、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の早期立案段階において計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないこと（環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するものとして都道府県が定める基準に基づく場合に限る。）があります。

加えて、地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組が含まれ、農山漁村再工ネ法の基準に適合する場合、同法に基づく特例措置の活用も可能となります。これにより、酪農振興法や漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）等の許可等のワンストップ化の特例や再工ネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化を併せて図るために行う市町村による農林地所有権移転等促進事業の特例等も適用されるようになります。

ワンストップ化の特例のメリットとしては、事業計画の提出・調整先が市町村に一元化されることによる関係機関との調整事務の負担軽減があります（許可等が不要となるもの・許可等の基準が緩和されるものではありません。）。

1-2. 制度概要

1-2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定

市町村は、地方公共団体実行計画において、当該計画において定める温室効果ガス排出削減や再エネの利用促進に関する目標も踏まえ、以下の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

＜地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項＞

- 地域脱炭素化促進事業の目標
- 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - 地域の環境保全のための取組
 - 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業は、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます（図 1-4）。

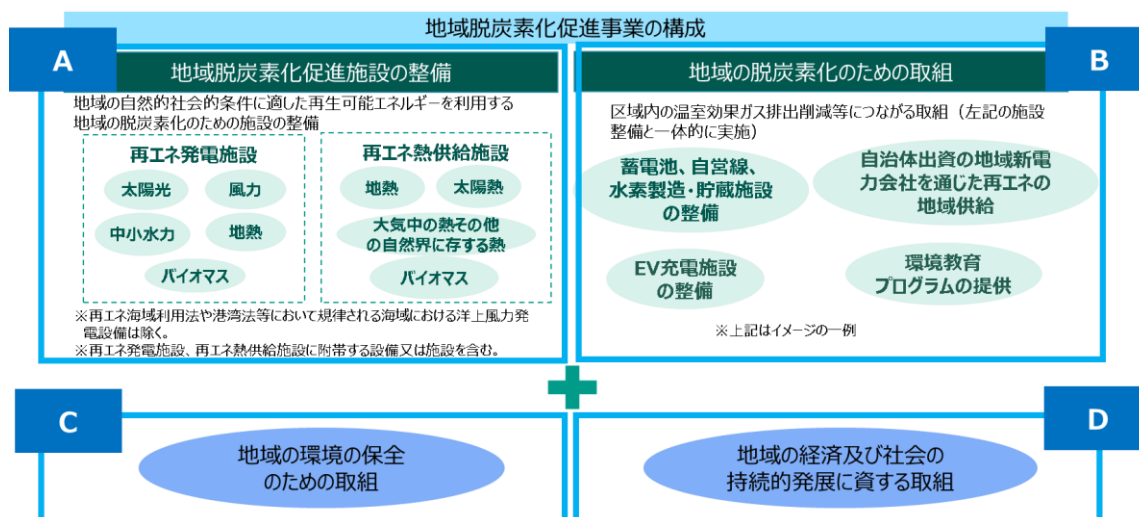


図 1-4 地域脱炭素化促進事業の構成

地域脱炭素化促進施設とは、太陽光、風力、その他の再エネであって、地域の自然的社会的条件に応じたものの利用による地域の脱炭素化のための施設として、省令で定めるものとされており、「再生可能エネルギー発電施設」と「再生可能エネルギー熱供給施設」の2

1.制度趣旨・概要

つに大きく分類されます。

具体的にそれぞれに該当するエネルギー種は以下のとおりです。

- 再生可能エネルギー発電施設
 - 太陽光
 - 風力
 - 水力（出力が 30,000 k W 未満のものに限る）
 - 地熱（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
 - バイオマス
- 再生可能エネルギー熱供給施設
 - 地熱
 - 太陽熱
 - 大気中の熱その他の自然界に存する熱（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
 - バイオマス

○地球温暖化対策推進法（抄）

（定義）

第二条 1～5（略）

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号。以下「高度化法施行令」と

1.制度趣旨・概要

いう。) 第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを変換して得られる電気をいう。

二 再生可能エネルギー熱 再生可能エネルギー熱供給施設を用いて、高度化法施行令第四条第四号から第七号までに掲げるものから得られる熱をいう。

三 再生可能エネルギー発電施設 高度化法施行令第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを電気に変換する施設及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）をいう。

四 再生可能エネルギー熱供給施設 次に掲げるものをいう。

イ 高度化法施行令第四条第四号から第六号までに掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱として利用し又は供給するための施設

ロ 高度化法施行令第四条第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱源とする熱を利用し又は供給するための施設

ハ 前二号に掲げるものの附属設備（再生可能エネルギー熱の利用又は供給に欠くことのできないものに限る。）

五 地域脱炭素化促進施設等 地域脱炭素化促進施設及び法第二十二条の二第二項第五号の取組を実施するために必要な施設（漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。

（地域脱炭素化促進施設の定義）

第二条 法第二条第六項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 再生可能エネルギー発電施設（高度化法施行令第四条第三号に掲げるものを電気に変換するものにあつてはその出力が三万キロワット未満のものに限り、同条第四号に掲げるものを電気に変換するものにあつては同号に掲げるものの探査に係る調査のための掘削設備を含む。以下同じ。）

二 再生可能エネルギー熱供給施設

三 前二号に掲げるものに附帯する設備又は施設であつて、蓄電池設備、蓄熱設備、水素を製造又は貯蔵する設備その他の地域の脱炭素化の促進に資するもの

○高度化法施行令（抄）

（再生可能エネルギー源）

第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 太陽光

1.制度趣旨・概要

- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）
- 七 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。）をいう。）

【コラム】水力を活用する地域脱炭素化促進事業について

地域脱炭素化促進施設の対象となる水力発電は、出力 30,000kW 未満のものとして定義されています¹。地域脱炭素化促進事業において整備される水力発電施設としては、地域の環境への負荷が可能な限り低いものがより望ましいです。

30,000kW 未満の水力発電には、ダムや堰を新たに建設するもののほか、農業用水路や水道用水路などの既存の水路等（利水施設）を活用することで環境への新たな負荷がほとんど生じない形のものがあります。各市町村においては、このような既存の水路等を活用した水力発電が積極的に導入されるよう、その潜在的な可能性を検討し、候補地の洗い出しを行い、地域脱炭素化促進事業として促進していくことが期待されます。

注：既存の水路等における流水を利用した小規模な水力発電については、関係省庁からもガイドラインが公表され導入の促進が図られています。

■ 国土交通省：小水力発電と水利使用手続

<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>

■ 農林水産省：小水力等再生可能エネルギー導入の推進

https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/rikatuyousokushinn_teikosuto.html

【コラム】バイオマスを活用する地域脱炭素化促進事業について

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称です。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼したりガス化したりして発電します。バイオマス熱利用には、バ

¹ 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第 2 条。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）においても、出力 30,000kW 未満の水力発電を対象としている。

1.制度趣旨・概要

バイオマス資源を直接燃焼し、ボイラから発生する蒸気の熱を利用したり、バイオマス資源を発酵させて発生したメタンガスを都市ガス等の代わりに燃焼して利用したりする方法があります。また、発電時に生み出される熱を利用すること（熱電併給）も、資源の有効活用の観点から効果的です。

燃料として使用されるバイオマス資源には、木質チップ等の木質系のもの、稲わらや牛豚ふん尿等の農業・畜産・水産系のもの、生ごみや下水汚泥等の生活系のもののほか、食品加工産業由来の廃棄物、建築廃材、製紙工場由来の黒液などのように、様々なものがあります。

地域脱炭素化促進事業において整備されるバイオマス発電・熱供給施設としては、地域の環境への負荷が可能な限り低いものがより望ましく、地域の資源を活用した地産地消型のものが考えられます。例えば、地域における未利用のバイオマス資源の調達や、隣接した地域間で連携した木質バイオマスの効率的なサプライチェーンの構築等、地域のバイオマス資源に着目した地産地消型の事業が期待されます。広域で連携してバイオマス資源を活用する場合には、燃料の調達から輸送、利用までに至る全体的なプロセスを通じた持続可能性の確保にも留意することが重要です。

【参考】

■再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン（環境省）
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/lca/lca_guideline04_01kaitei.pdf

また、促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令（以下「促進区域設定に係る環境省令」という。）で定める基準に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するものとして都道府県が定める基準（以下「都道府県基準」という。）が定められている場合は当該基準に基づき設定します。

さらに、市町村における中期・長期の温室効果ガス削減目標や再エネ目標の設定・改定、国・都道府県の計画や基準との関係性等を踏まえ、適時適切に見直すことが重要です。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は、地方公共団体実行計画の一部であるため、当該事項を定める際には、協議会（後述）が組織されている場合における当該協議会での協議や、地方公共団体実行計画の公表などが必要となります。地方公共団体実行計画の策定については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」を参照してください。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討するに当たっては、地方公共団体実行計画やその他の関連する行政計画との関係性に留意することが重要です。地方公共団体実行計画において位置づけられた区域の将来像、区域全体の温室効果ガス削減目標や、再エネの導入目標等を踏まえながら、それらの目標を実現するための施策として、地域脱炭素化促進事業

1.制度趣旨・概要

の促進に関する事項を検討していくことが基本的な考え方となります。

とりわけ促進区域については、個別の再エネ事業の実施に先立ち、区域全体の再エネの導入目標等を踏まえながら、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいか、地域の自然的社会的条件を考慮したうえで、既存の再エネ導入に係る制約を所与とするのではなく、土地利用、インフラのあり方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが重要です。

具体的に参照することが望ましい上位計画や関連計画については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」の「2-1-5. 区域施策編の位置付け」を参照して下さい。

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/manual_main_202103.pdf#page=42

表 1-1 区域の温室効果ガス削減目標・再エネ目標と促進区域等

		中期的な視点	長期的な視点
地方公共団体実行計画全体の目標※	区域全体の削減目標	(国:2030年度2013年度比46%。50%の高みを目指す) ・ 長期の削減目標を踏まえた検討が必要	(国:2050年カーボンニュートラル) ・ 目指すべき将来像としての目標 ・ 区域における将来のビジョン・絵姿と合わせた検討が必要
	施策実施に関する目標のうち再エネ目標（導入容量目標）(kW)	・ 地域のポテンシャルを踏まえつつ、区域全体の中期目標の達成のために必要な、個別の対策・施策の積み上げによる再エネの導入量	・ 地域の再エネポテンシャルを最大限活用することを念頭に置いて設定される目標（対策・施策の積み上げによる目標ではない） ・ 区域における将来ビジョン・絵姿を踏まえつつ、再エネ導入による経済効果、他地域への貢献等を合わせて検討することが重要
地域脱炭素化促進事業の目標等※	促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）	・ 中期的な再エネ目標を達成するための施策（事業）を実施する区域 ・ 右記の広域ゾーニングを踏まえ、既存の再エネ導入に係る制約等の少ないエリアが短期的には事業の実施可能性が高いと考えられる	・ 区域全体における長期的な削減目標・将来ビジョン、再エネ目標を踏まえつつ、広域ゾーニングを行うことによって導出される区域
	地域脱炭素化促進事業の目標	・ 促進区域と一体的に検討がなされる、中期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（事業件数、導入容量、地域経済効果等）	・ 促進区域と一体的に検討がなされる、長期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（導入容量、地域経済効果等）

※なお、施策の実施に関する目標のうちの再エネ目標と、地域脱炭素化促進事業の目標は内容が重なる場合もあると考えられる。

1. 制度趣旨・概要

1-2-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市町村の認定を申請することができます。地域脱炭素化促進事業計画には、促進区域において整備する施設の種類及び規模、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を記載しなければなりません。また、協議会が組織されているときは当該協議会であらかじめ協議を行わなければなりません。

地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請を受けた市町村は、認定にかかる要件を確認し、該当するものであると認めるときは、その認定を行います。

地域脱炭素化促進事業計画の認定に際し、計画に記載された行為がワンストップ化の特例を利用できる行為である場合は、市町村はあらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得る必要があります。

1-2-3. 地域脱炭素化促進事業に関する制度のフローと各主体の役割

地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフローと各主体の役割は図 1-5 に示すとおりです。

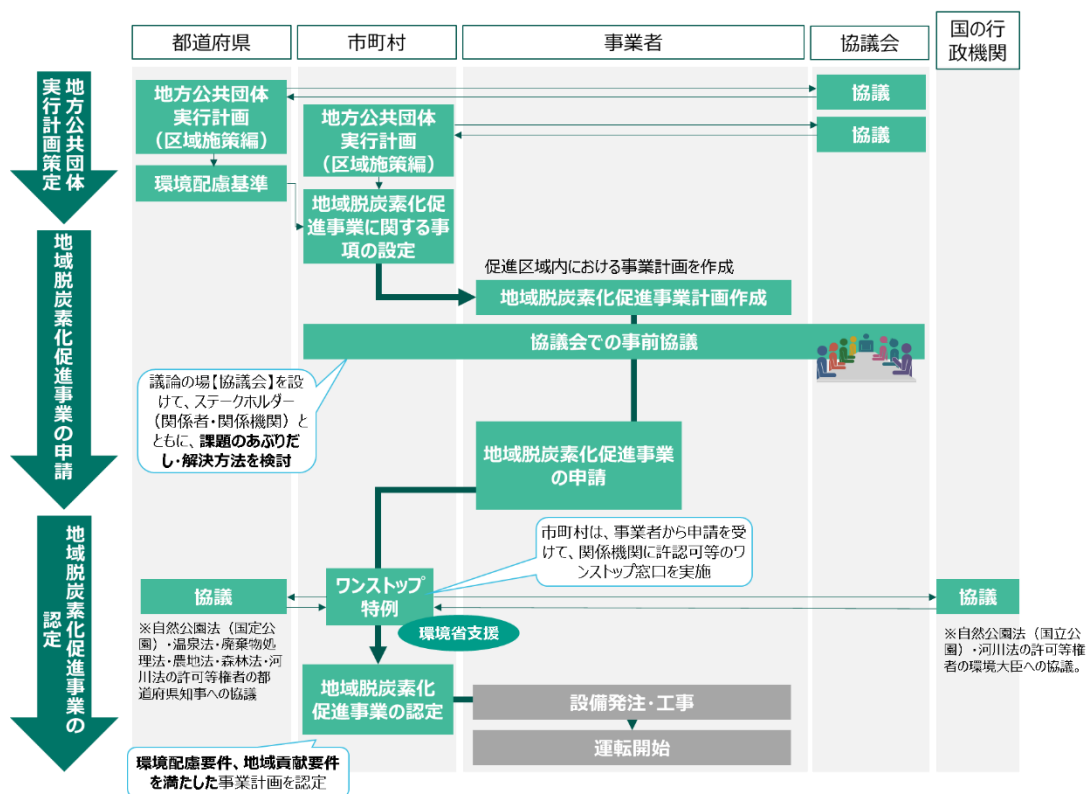


図 1-5 地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフロー

1.制度趣旨・概要

以下では、特に市町村、都道府県、事業者の役割について解説します。

(1) 市町村

①地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定

市町村は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

市町村が設定する促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が都道府県基準を定めた場合にあっては、都道府県基準に基づき、定める必要があります。

促進区域の設定に当たっては、再エネ事業の予見可能性の確保や、地域における再エネ事業の受容性の確保に資するよう、環境保全の観点に加え、社会的配慮の観点も考慮して地域の合意形成を図ることが重要です。この際、促進区域において再エネ事業を実施するに当たり地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組として、市町村は「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として必要な取組を位置づけて地域脱炭素化促進事業計画の認定要件とすることとしています。

市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければなりません。

また、市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができます。

②地方公共団体実行計画協議会での協議

市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされ、関係地方公共団体の意見を聴かなければなりません。

また、市町村が地方公共団体実行計画を定めようとする場合において、協議会が組織されているときは、市町村は、これらの事項について当該協議会における協議をしなければなりません。

さらに、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

③地域脱炭素化促進事業計画の認定、ワンストップ化の特例の適用

地方公共団体実行計画（第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）を策定した市町村（計画策定市町村）は、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者から地域脱炭

1.制度趣旨・概要

素化促進事業計画の申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が認定要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとします。

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容又は当該地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容が、ワンストップ化の特例を利用できる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ該当する許可権者等に協議し、その同意を得なければなりません。

地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して地域脱炭素化促進事業を実施又は変更することも可能です。その際、上記の認定に係る規定にかかわらず、当該地方公共団体と計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、認定がなされたものとみなされます。ただし、その場合においても、市町村からワンストップ化の特例対象である各法令の許可権者等への協議等は必要になります。

(2) 都道府県

①地方公共団体実行計画、都道府県基準の策定

都道府県は地方公共団体実行計画において、太陽光、風力その他の再エネであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項として、促進区域の設定に関する基準を定めることができます。

都道府県基準は、都道府県基準に係る環境省令で定めるところにより、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとされています。

都道府県は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとし、関係地方公共団体の意見を聴かなければなりません。

また、都道府県が地方公共団体実行計画において排出量削減の施策や都道府県基準を定めようとする場合において、協議会が組織されているときは、当該都道府県は、これらの事項について当該協議会における協議をしなければなりません。

都道府県は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べるすることができます。

②市町村への支援

都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。特に、地方

1.制度趣旨・概要

公共団体実行計画の策定等に係る人的、技術的なリソースが限られる市町村に対して、取組を支援すること等が重要です。

また、市町村における地方公共団体実行計画の策定及び地域脱炭素化促進事業の促進に当たって、都道府県は、市町村の求めに応じて市町村の組織する協議会に参加することも考えられます。

なお、都道府県の地方公共団体実行計画において、当該都道府県の管内における市町村の地方公共団体実行計画に促進区域として位置づけることが推奨される区域に関する都道府県としての考え方を示すことは妨げられません。

(3) 事業者

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定めるところにより、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することができます。

計画策定市町村により地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた認定地域脱炭素化促進事業者は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければなりません（ただし、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める軽微な変更については、この限りではありません。）。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 1～2（略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の

1.制度趣旨・概要

- 保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体

1.制度趣旨・概要

実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十二条 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

- 2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
 - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
 - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
- 4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

1.制度趣旨・概要

5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

第二十二條の二 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第二十一条第五項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- 三 地域脱炭素化促進事業の実施期間
- 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
- 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- 七 第四号の整備及び第五号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 八 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 九 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

3 計画策定市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。
- 二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱

1.制度趣旨・概要

炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

- 一 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事
- 二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二条の六第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 三 保安林において行う行為であって、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 四 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二条の八において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣
- 六 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二条の八において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事
- 七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けなければならない行為 河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定

1.制度趣旨・概要

都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第八項において同じ。）

八 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二条の十第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事

九 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二条の十第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

2. 都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

本章では、都道府県が策定する地方公共団体実行計画における環境配慮基準の定め方等について解説します。

2-1. 都道府県基準の概要

都道府県は、地方公共団体実行計画において、市町村による促進区域の設定に関する基準（以下本章において「都道府県基準」という。）として、環境省令で定めるところにより、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じ環境の保全に配慮することを確保するための基準（都道府県基準）を定めることができます（都道府県基準の設定は任意）。都道府県基準は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準（全国一律に適用）に上乘せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準です。

都道府県基準が定められている場合は、市町村は当該基準に基づき促進区域を定めなければなりません。

都道府県が都道府県基準を含む地方公共団体実行計画を策定する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。協議会の運営や構成については第4章で解説します。

【参考】環境基本法に定める「環境の保全上の支障の防止」及び「環境の保全」について

環境基本法においては、「環境の保全上の支障の防止」とは、公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することをいいます。一方で、「環境の保全」は、こうした支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものとされています。（環境基本法逐条解説 121 ページ参照）

2-2. 都道府県基準の解説

再エネの主力電源化に向け、地域共生の課題として、生活環境・自然環境への影響やその懸念に起因するものがあります。こうした課題に対しては、地域脱炭素化促進施設の設置を伴う事業について、具体的な事業計画が立案される段階に先立ち、地域の環境保全への適正な配慮を確保することが効果的です。具体的には、施設の立地場所そのものが生活環境・自然環境への影響の観点から地域トラブルの要因となることが多く見られることから、地域の環境の保全に適正に配慮した立地誘導を制度的に手当てすることにより、円滑な合意形成を図ることが重要です。

こうした観点から、促進区域の設定にあたっては、地球温暖化対策推進法第21条第6項において、促進区域設定に係る環境省令に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県基準に基づく必要があるとされています。なお、本マニュアルで示す「国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）」と、「都道府県基

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

準に係る環境省令」は、地球温暖化対策推進法施行規則に定められている内容の一部を指します。

2-2-1. 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）

地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項において規定されている、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める基準は、全国一律の基準として、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき基準です。都道府県基準を定める場合も、環境省令において定める基準に即して定める必要があります。促進区域設定に係る環境省令については、3-4-2 で解説しますので、そちらを参照してください。

2-2-2. 都道府県基準に係る環境省令

(1) 都道府県基準に係る環境省令とは

都道府県は地方公共団体実行計画において太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その地域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項（第 21 条第 3 項第 1 号）として、促進区域の設定に関する基準を定めることができます。

都道府県基準は、都道府県基準に係る環境省令で定めるところにより、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとされています（第 21 条第 7 項）。

都道府県基準は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準（全国一律に適用）に上乘せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準です。都道府県基準は、再エネ種ごとの事業特性に応じて、地域の自然環境・生活環境に係る適正な環境の保全を確保する観点から、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定めることとしています。

都道府県基準は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して定めることが必要であるところ、

- ・ 促進区域設定に係る環境省令で定める基準において「促進区域に含めない区域」としてしている区域について、都道府県基準において促進区域とすることを可能とするような基準は設定できません。
- ・ 促進区域設定に係る環境省令で定める基準において、「促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」について、再エネ種ごとの事業特性を踏まえ地域の実情に応じて、都道府県基準において「促進区域に含めない区域」として定めることは可能です。
- ・ 市町村における分かりやすさの観点から、例えば、環境省令において促進区域に含めない区域として定めている区域について、都道府県基準においても入念的に促進区域に

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

含めない区域として規定することも考えられます。

また、都道府県基準は、都道府県基準に係る環境省令で定めるところにより定める必要があるところ、都道府県基準に係る環境省令では、発電設備の種類ごとの事業特性を踏まえた、環境の保全のために配慮すべき事項、配慮すべき事項ごとに環境の保全に配慮するための情報及びその収集方法などを示しています。

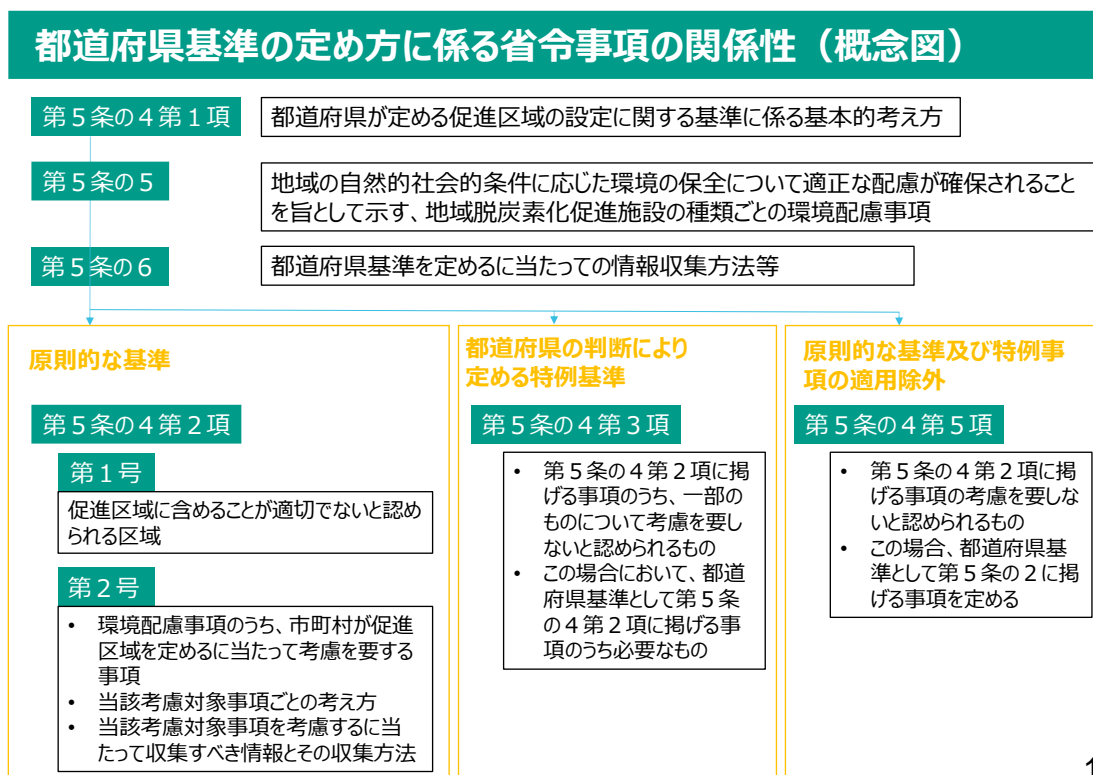


図 2-1 都道府県基準の定め方に係る省令事項の関係性（概念図）

都道府県基準を定める際には、都道府県は下記を念頭に置くこととされています。

- ・ 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。
- ・ 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。
- ・ 太陽光、風力その他の再エネの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。
- ・ 国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

（促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方）

第五条の三 法第二十一条第六項に規定する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という。）は、次条から第五条の六までに定めるところにより、定めるものとする。

第五条の四 都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。
- 二 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。
- 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。
- 四 国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

2 都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、第五条の六第一項の検討の結果、定めることを要しないと認められる事項については、この限りでない。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと思われる区域
- 二 環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項をいう。以下同じ。）のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）、当該考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。）並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法

（2）都道府県基準

都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模の別に定めるものであり、都道府県の定める再エネ目標の達成に向けて、環境の保全に適正に配慮した上で積極的に再エネを導入するために、地域の実情（地域の再エネポテンシャルや自然環境・生活環境の保全への適正な配慮を要する自然的・社会的条件等）に応じて一歩踏み込んだ検討を行うことが重要です。また、都道府県基準は、都道府県において、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、促進区域設定に当たって配慮すべき区域の考え方や、再エネ事業の計画立案に当たって考慮すべき環境配慮事項ごとに適正な配慮を確保するための再エネ事業の在り方に関する考え方を整理した上で、再エネを導入するに当たって望ましい立地の考え方や再エネ事業における環境配慮の在り方に関する考え方について

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

て、個別事業計画立案段階に先立ちより上位の段階にある都道府県の地方公共団体実行計画において当該都道府県における再エネ導入の政策方針として明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）です。都道府県基準は、地域における広域的な適正な環境配慮の確保の観点において非常に重要な役割を果たすものであり、市町村の促進区域の設定に先立ち定めることが望ましいものです。また、都道府県基準を効果的に定めた上で、市町村の定める地域の環境の保全のための取組において個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題にも、一定の配慮が可能となることが期待されます。このため、都道府県においては、都道府県基準を定めることを積極的に検討することが求められます。さらに、盛土をはじめとする防災に関する検討、OECM といった新たな政策の検討状況に応じて、促進区域設定に係る環境省令が見直されることを踏まえ、また、都道府県の計画の目標の達成状況を勘案し、時機に応じて都道府県基準の見直しを行うことが重要です。

都道府県基準に基づき定められた促進区域において地域脱炭素化促進施設の整備が行われる際には、あらかじめ市町村において環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされ、かつ、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で地域脱炭素化促進事業計画が認定されます。これにより、重大な環境影響の回避が確保され、更には広域的な観点から環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされることが担保されていること等から、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続（以下「配慮書手続」という。）の規定を適用しないこととする特例を定めています。

都道府県基準を定めるに当たっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素化促進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を示すことが重要です。このため、都道府県の関係部局でよく連携して入念的に精査して定めることが求められます。

なお、都道府県及び環境影響評価法第10条第4項の政令で定める市においては、地球温暖化対策推進法第22条の11の特例により配慮書手続の規定を適用しない地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価法の配慮書手続において検討すべき配慮事項が法に基づく都道府県基準及び市町村における促進区域の設定に当たっての検討過程において検討されることが担保されていることに鑑み、地域脱炭素化促進事業の促進の観点からも重複する検討を事業者に課さないとの趣旨で地球温暖化対策推進法第22条の11の特例が講じられていることを踏まえ、環境影響評価に係る条例において配慮書手続を規定する場合においては、当該手続を課す趣旨を慎重に検討することが必要であることに留意が必要です。

< i. 都道府県基準の設定の手法について >

都道府県基準は地域脱炭素化促進施設の種類及び規模ごとに定めるものであり、設置形態（建造物に設置・付属されるか、土地に設置されるか等）、設置場所等を勘案して、表 2-

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

1の事項を示す必要があります。また、都道府県基準を定めるに当たっては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに省令に掲げる全ての環境配慮事項（地球温暖化対策推進法施行規則第5条の5第1項各号）について、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、客観的かつ科学的知見に基づいて検討する必要があります。このとき、当該検討にあたって省令で掲げる環境配慮事項以外に、地域脱炭素化促進施設の種類の規模等に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項がある場合は、必要に応じて考慮する環境配慮事項を追加することができます（地球温暖化対策推進法施行規則第5条の5第2項）。

また、都道府県基準としては、これらの区域や事項について定性的な記述や表形式により示す方法を基本としつつ、付加的に該当する区域を図示すること等により分かりやすい基準とすることも考えられます。

表 2-1 都道府県基準として示す事項（地球温暖化対策推進法施行規則第5条の4第2項各号）

	事項	提示方法
①	市町村が促進区域に含めることが適切ではないと判断する区域	都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から検討を行った結果に基づき都道府県基準を定める場合は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域を、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに示す。
②	環境の保全への適正な配慮を確保する観点から市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）とその考え方、その事項を考慮するにあたって収集すべき情報とその収集方法	都道府県は、考慮対象事項を示すに当たっては、市町村が促進区域を定める場合に当該事項を考慮するに当たって「収集すべき情報」及びその「収集方法」を示すとともに、当該環境配慮事項ごとの「適正な配慮のための考え方」（地域の環境の保全のための取組として地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を含む。）を整理して示す。

また、都道府県基準の検討に当たっては、省令（地球温暖化対策推進法施行規則第5条の6第2項各号）に掲げる全ての情報に加えて都道府県が必要と判断する情報を収集した上で検討を行わなければならないこととされています。なお、本情報収集に当たっては、国や地方公共団体等有する文献等を収集するか、専門家等から科学的知見を聴取することとされており、必ずしも現地調査は要しません。

なお、表 2-1 に示す都道府県基準として示す事項について、その都道府県において検討した結果、①市町村が促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域又は②環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮を要する事項等について、いずれかのみにより地域の自然的社会的条件に応じた適正な環境配慮が確保されるものと判断する場合は、

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

いずれかのみを示す都道府県基準とすることも可能です。しかしながら上記の都道府県基準の趣旨に照らして、都道府県の地方公共団体実行計画に定める目標を踏まえて再エネの導入を促進する観点から適切な内容であるかどうか慎重に検討が必要です。

< ii . 特例基準について >（地球温暖化対策推進法施行規則第 5 条の 4 第 3 項及び第 4 項）

i . に示す都道府県基準の事項について、都道府県の判断により、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の対象とならない地域脱炭素化促進事業について、その規模、設置形態、設置場所等を勘案して検討し、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から、表 2-1 に示す都道府県基準の①市町村が促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域又は②環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮を要する事項等として定める各事項のうち、考慮を要しないと認められる事項を定めることができます。この場合においては、地域脱炭素化促進事業について、規模、設置形態、設置場所等の観点から一定の規模等の限定を付した上で、当該限定された条件に該当するものについて、特例基準として、原則的な都道府県基準のうち当該考慮を要しないと認められた事項を除いて、別途地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から必要な事項（以下「特例事項」という。）を定めることとなります²（例えば、出力〇kW未満の太陽光発電事業について、などの限定された条件に該当するものについて特例基準を定めることとなります。）。特例基準を定めるに当たっても、i に示す都道府県基準の検討の手法に準じて、省令第 5 条の 5 に掲げる環境配慮事項についての検討が必要です。本検討の情報収集に当たっては、国や地方公共団体等が有する文献等を収集することが必要です。なお、都道府県の判断により、必要に応じて専門家等から科学的知見を聴取することが必要となります。

特例基準を定める場合にも、表 2-1 に示す事項と同様に①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと判断する区域または②環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮を要する事項等を規定することとなります。また、特例基準は、都道府県において規模に応じて段階的に定めることも可能です。

< iii . 原則的な都道府県基準及び特例基準の適用除外 >（地球温暖化対策推進法施行規則第 5 条の 4 第 5 項及び第 6 項）

原則的な都道府県基準及び特例事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法に基づく第 1 種事業規模未満の地域脱炭素化促進事業について、都道府県は地域脱炭素化促進施設の種類ごとについて、その規模、設置形態、場所等を勘案して検討

² 特例基準を定めるにあたっては、都道府県基準を必ず定めることが必要であり特例事項のみを定めることはできません。

2. 都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

し、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全の適正な配慮の確保の観点から i . に示す原則的な都道府県基準及び ii . に示す特例基準について適用しないこととする地域脱炭素化促進施設（例えば、○kW未満の屋根置き太陽光発電事業等）を定めることができます。この場合において、都道府県は、2-1-1 の全国一律に遵守を求める事項として促進区域の設定に関する環境省令で定める基準を都道府県基準として定めることとなります。（例えば、○kW未満の屋根置き太陽光発電事業等について、原則的な都道府県基準及び特例基準の適用を除外する場合は、都道府県基準（適用除外をするものについての基準）として、促進区域の設定に関する環境省令で定める基準をそのまま記載することになります。）。

上記を定めるに当たっては、i . に示す原則的な都道府県基準の検討の手法を参酌して（i . に示す原則的な都道府県基準の検討の手法を参考にしつつ、都道府県の判断により検討の手法をより簡易化して検討を行うことも可能です。）当該地域脱炭素化促進施設に関する環境配慮事項について検討が必要です。本検討の情報収集に当たっては、国や地方公共団体等が有する文献等を収集することが必要です。なお、都道府県の判断により、必要に応じて専門家等から科学的知見を聴取してください。

第5条の4第2項、第3項、第5項に基づき定める 都道府県基準の関係性のイメージ図

《太陽光の場合》 ※都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに策定

	都道府県基準の種類	対象施設 (規模、設置形態等)	設定事項	環境配慮事項					
				騒音	土地の 安定性	植 物	動 物	生態 系	景 観
第 2 項	原則的な基準	下記の特例基準等が適用される施設 以外の全ての太陽光発電施設	・ 促進区域に含めない区域 ・ 考慮対象事項、収集すべき情報、情報の収集手法	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 全て検討					
第 3 項	都道府県の判断により定める特例基準	環境影響評価法に基づく 環境影響評価手続の対象とならない規模 であつて、 都道府県が特例基準を定める必要があると認める 規模、設置の形態、場所等の太陽光発電施設	・第2項で定める「促進区域に含めない区域」「考慮対象事項、収集すべき情報、情報の収集手法」のうち 考慮を要しない事項 ・促進区域に含めない区域や考慮対象事項等のうち 必要な事項	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ 都道府県の判断により 特例事項を選定し検討					
第 5 項	原則的な基準及び特例基準の適用除外	環境影響評価法に基づく 第1種事業規模未満で、都道府県が考慮対象外事項を定める必要があると認める 規模、設置の形態、場所等の太陽光発電施設	・ 国の基準が都道府県基準として設定される	— — — — — — — 適用除外					

※第5項で定める考慮が不要なものの例としては、「太陽光の屋根設置（●kW以下）」等が考えられる。

3

図 2-1

第5条の4第2項、第3項、第5項に基づき定める都道府県基準の関係性のイメージ図

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

【参考】都道府県が大規模な太陽光発電を対象として定める基準のイメージ

A 県地方公共団体実行計画

■ A 県の促進区域設定に関する基準（A 県基準）

市町村は、次の基準に基づき促進区域を設定すること。

1. 太陽光発電（〇kW 以下のものについては特例都道府県基準として別に定める基準に基づき促進区域を設定すること。）

(1) 次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと（地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項の環境省令で促進区域に含めないこととされた区域以外を対象とする）。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
・水の濁りによる影響	・ A 県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・ A 県水源地保護条例
・土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・保安林 ・△△保安林 ・□□保安林	・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法 ・森林法
・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・ A 県の希少種保護条例に定める区域	・種の保存法 ・ A 県希少種保護条例
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・ A 県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・ A 県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・ A 県希少種保護条例
・地域を特徴づける生態系への影響	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・ A 県自然環境保全地域	・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A 県条例
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園区域 ・ A 県立自然公園の特別地域 ・風致地区	・自然公園法 ・自然公園法、A 県条例 ・都市計画法
・その他 A 県が必要と判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・急傾斜地法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- ・土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- ・種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- ・ラムサール条約：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
- ・鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

(2) 次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
・騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報	・パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。
・水の濁りによる影響	・取水施設の状況	・EADAS ・A 県県民生活課 WEB サイト	・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
・重要な地形及び地質への影響	・「A 県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報	・A 県自然保護課 WEB サイト	（促進区域に当該区域を含む場合） ・当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
・反射光による生活環境への影響	・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・植生自然度の高い地域	・EADAS	・原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
・植物の重要な種及び重要な群落への影響 ・動物の重要な種及び注目すべ	・特定植物群落	・EADAS	・当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	・巨樹・巨木林	・EADAS	・指定対象の改変を避けた事業計画にすること。

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

<p>き生息地への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト ・A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方環境事務所に聴取 ・A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域） 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・A県ハンターマップ 	<ul style="list-style-type: none"> （促進区域に当該区域を含む場合） ・当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
<ul style="list-style-type: none"> ・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・地域を特徴づける生態系への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト ・A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方環境事務所に聴取 ・A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地方環境事務所 WEB ページ ・自然再生協議会に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たって、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域を特徴づける生態系への影響 ・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地方環境事務所に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・長距離自然歩道 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地方環境事務所に聴取 ・A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・A 県立自然公園区域の普通地域 ・風致保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・A 県自然保護課 WEB ページ ・A 県森林 GIS 	（促進区域に当該区域を含む場合） <ul style="list-style-type: none"> ・事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 ・事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道 ・保健保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・A 県自然保護課 WEB ページ ・A 県森林 GIS 	（促進区域に当該歩道や区域を含む場合） <ul style="list-style-type: none"> ・当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他 A 県が必要と判断するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の安定性への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域・EADAS ・A 県防災情報ポータル 	（促進区域に当該区域を含む場合） <ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

※名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・重要里地里山：生物多様性保全上重要な里地里山
- ・重要湿地：生物多様性の観点から重要度の高い湿地

【参考】環境基本法における「土地の安定性」について

環境基本法第 14 条においては、第 19 条、第 20 条も含む環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、第 14 条第 1 号～第 3 号に掲げる事項の確保を旨として、各種施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならないこととされており、同法同条第 1 号には「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」と規定されています。この点、ここで示す「自然的構成要素」には「土地の安定性」も含まれるものとなります。

第 14 条第 1 号では、「大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」が規定されていますが、これは、例えば大気汚染等により建物や洗濯ものが汚れることなどのように、自然の構成要素の変化を通じて人工物に損傷が与えられることを防ぐことも趣旨に含まれており、「土地の安定性」が損なわれれば、土砂災害等によってそこに存在する建築物等にも被害を生じることとなるため、本号に基づいて「土地の安定性」についても良好な状態に保持することも、促進区域の設定において求められることとなります。なお、良好な状態の保持には、環境の保全上の支障の防止（p.21 参照）のための水準にとどまらず、更に良好な状態を目指すことも含むものであり、具体的には、規制等の強制力を持った施策により確保されるものではなく、例えば、地方公共団体や事業者によって自発的な活動等を行うこと等を通して、その確保が目指されることとなります。

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

なお、促進区域の設定段階において、都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です。その際には、都道府県と事前に協議するなど、連携をとり、市町村による促進区域の設定後に都道府県が都道府県基準を設定した場合においても都道府県基準の考え方と整合するような促進区域設定とすることが望ましいです。

その他、都道府県基準を定める場合の一般的留意事項は下記のとおりです。

- ・ 都道府県は、市町村が促進区域を設定するに当たっては、地域脱炭素化促進事業の種類ごとのポテンシャルに応じて、環境への影響の懸念が小さいと考えられる開発済みの場所から優先的に設定されるよう都道府県基準を検討してください。
- ・ 都道府県は、都道府県基準を定めるに当たっては、検討の経緯、その内容、当該検討に際して参考にした資料等（希少野生動植物種の情報等の秘匿性のある情報を含むものを除く。）について明らかにすることが重要です。
- ・ 都道府県は、必要に応じて、地域脱炭素化促進事業であって再生可能エネルギー熱供給設備に係るものについて、上記に定めるところに準じて都道府県基準を検討することも可能です。

○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（環境配慮事項）

第五条の五 環境配慮事項は、次の各号に掲げる地域脱炭素化促進施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 地域脱炭素化促進施設であって太陽光を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 騒音による影響
- (2) 水の濁りによる影響
- (3) 重要な地形及び地質への影響
- (4) 土地の安定性への影響
- (5) 反射光による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

- 二 地域脱炭素化促進施設であって風力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 騒音による影響
 - (2) 重要な地形及び地質への影響
 - (3) 土地の安定性への影響
 - (4) 風車の影による影響
- ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
 - (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
 - (3) 地域を特徴づける生態系への影響
- ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
 - (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- 三 地域脱炭素化促進施設であって水力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 水の汚れによる影響
 - (2) 富栄養化による影響
 - (3) 水の濁りによる影響
 - (4) 溶存酸素量による影響
 - (5) 水温による影響
- ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
 - (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
 - (3) 地域を特徴づける生態系への影響
- ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
 - (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- 四 地域脱炭素化促進施設であって地熱を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 硫化水素による影響
 - (2) 水の汚れによる影響
 - (3) 騒音による影響
 - (4) 温泉への影響

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

<p>(5) 重要な地形及び地質への影響</p> <p>□ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項</p> <p>(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響</p> <p>(2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響</p> <p>(3) 地域を特徴づける生態系への影響</p> <p>ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項</p> <p>(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響</p> <p>五 地域脱炭素化促進施設であってバイオマスを電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項</p> <p>(1) 大気質への影響</p> <p>(2) 騒音による影響</p> <p>(3) 悪臭による影響</p> <p>□ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項</p> <p>(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響</p> <p>(2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響</p> <p>(3) 地域を特徴づける生態系への影響</p> <p>ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項</p> <p>(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響</p> <p>六 地域脱炭素化促進施設であって再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、都道府県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる。</p>

○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

<p>（都道府県基準の検討の方法等）</p> <p>第五条の六 都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとする。</p> <p>2 前項の検討は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報その他都道府県が必要と判断するものを収集して行うものとする。</p>

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

- 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響 住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類の
 - 二 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響 水道原水取水地点（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点をいう。）等の状況
 - 三 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち温泉への影響 温泉の状況
 - 四 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち重要な地形及び地質への影響 地形及び地質の状況
 - 五 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち土地の安定性への影響 土地の形状が保持される性質の状況
 - 六 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項のうち動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況
 - 七 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 眺望の状況及び景観資源の分布状況
 - 八 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況
- 3 前項の情報の収集は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 国又は地方公共団体等が有する文献その他の資料（法令（条例を含む。）に基づく土地利用に関する規制等の対象となる地域の指定等の状況を示した図面等を含む。）を収集する方法
 - 二 専門家等から科学的知見を聴取する方法
- 4 都道府県は、第一項の検討の経緯及びその内容並びに当該検討に際して参考にした資料等を適時に明らかにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報その他公になっていない情報の公開に当たっては、当該情報のうち秘匿することが必要であるものについて必要な措置を講じるものとする。
- 5 都道府県は、地方公共団体実行計画に定めた法第二十一条第三項第五号に掲げる目

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

標（同項第一号に規定する施策の実施に関する目標に限る。）の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。

○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方）

第五条の三 1～2（略）

- 3 都道府県は、前項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から前項各号に掲げる事項のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、前項各号に掲げる事項のうち必要なもの（以下「特例事項」という。）を定めることができる。
- 4 前項の地域脱炭素化促進施設及び特例事項は、第五条の六に定めるところに準じて検討し、その結果に基づいて定めるものとする。
- 5 都道府県は、第三項の規定により特例事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から第二項各号に掲げる事項の考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、第五条の二各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 6 前項の地域脱炭素化促進施設は、第五条の六に定めるところを参酌して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

2-3. 地方公共団体実行計画協議会について

都道府県が都道府県基準を含む地方公共団体実行計画を策定する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

協議会の詳細については第4章をご参照ください。

2-4. その他都道府県基準に関する留意点

都道府県基準は地方公共団体実行計画の一部として定めるものであるため、策定・変更を行う際には、地球温暖化対策推進法第21条第10項から第13項の規定に基づき、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置や協議会における協議などを行う必要があります。ただし、地方公共団体実行計画の一部である旨を明確にした上で、都道府県基準を別冊として作成するといった運用上の工夫を行うことにより、事務的な負担を減らすことは可能です。

※地方公共団体実行計画の策定・変更に関する留意点については、3-9. その他地方公共団体実行計画に関する留意点 も参照してください。